

平成19年1月1日 新年号

東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第21号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。
「宇宙」をイメージしております。



立川諏訪神社にて



目次



- ・ 所 信 新年のご挨拶 2P
- ・ 税務特集 会社法 事業承継に有効活用を！ 3P
- 従業員持株会ってなに？ 4P
- ・ 第8回東京さくら会計事務所ゴルフ大会観戦記 6P
- ・ お客様紹介コーナー 7P
- 株式会社 NIKKO DESIGN OFFICE
- 株式会社 本田ネットワーク
- 株式会社 リサ
- ・ 事務所だよりコーナー・編集後記 8P



新年の御挨拶

所長 横尾 和儀

新年あけましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、御健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

最近、中小企業を取り巻く環境に大きな変化が現れてきています。先ず、景気が長らく続いてきた停滞期を脱し、その回復基調が鮮明となってきました。又、景気回復に伴う形で、日銀がゼロ金利政策から金利正常化に向けて動きだしました。地価の下げ止まりと共に、減税一辺倒だった資産税の増税論議が浮上し、今後、税率が懸念される消費税と相まって、折角の景気回復を妨げるのではと心配されます。

増税と言えば、平成18年度の税法改正の中に、「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」があります。社長の給与の給与所得控除額を会社の利益に上乘せして課税するという事です。新会社法において、資本金1円でひとり株式会社を設立することができることによる、個人事業主との課税格差の調整という事だそうです。しかし、これは法人の人格を無視する税法改正ではなく、唯、税の徴収だけの為の改悪と言えます。同族で特殊割合を90%以下にすれば、この規定の適用除外になるのですが、細かい通達がまだ出ていないのでそれを待って、租税回避にならない方法で節税対策を講じるつもりであります。

近頃、俄かに「事業承継」がクローズアップされています。戦後創業した企業が成長を遂げ、今世代交代の時期を迎えていると言えます。誰に事業を承継させるのかによって、4つのパターンが考えられます。

(1) 子供への事業承継

最も一般的ですが、子供がいない、あるいは嫁いでいったなどの理由で後継者がいない場合、又

は大手企業に勤務していたり、面白い仕事に就いていて継がない場合、例え後継予定者がいても、構造変化、規制緩和など厳しい経済環境の中、事業継続には創業者以上の能力が必要となっており誰もが継げる状況ではありません。そうした状況で子供への承継が難しくなっています。

(2) 株式公開（上場）による事業承継

創業者利潤の獲得、自社株式の現金化などメリットも大きいですが、利益や内部管理において厳しい水準を要求され、近年は株式公開のハードルが低くなったとはいえ、中小企業には現実的であるとは言えません。

(3) M&A（企業の合併・買収）による事業承継

最近では敵対的買収ばかりが話題になり、あまり良いイメージがないかもしれませんが、後継者がいない企業にとって、今まで築き上げてきた事業を、会社名を残し、創業者利潤を獲得でき、従業員の継続雇用を確保できるなどのメリットを享受できる為、第三者へ友好的に承継させる事が可能です。この方法を選択する経営者が増えています。

(4) MBOによる事業承継

M&Aの手法の一つですが、企業の役員や従業員が企業を買収することを言います。第三者よりも会社をよく知っている、役員や従業員が買い取る為、事業承継がスムーズに実行できます。

会計事務所においても、今、世代交代が起こりつつあります。半永久的に継続する企業の発展に貢献する為には、個人会計事務所では限界があります。税理士法人の当事務所は、こうした個人会計事務所と提携していくとともに、企業の事業承継対策問題に積極的に取り組んでいきたいと考えています。お悩みの方は是非、御相談下さい。

この新しい年が、皆様にとりまして、益々の御繁栄と御健勝の年でありますように、心からお祈り申し上げます。新年の御挨拶といたします。



会社法



事業承継に有効活用を!

オーナー経営者である皆様は、様々な試練と努力を重ね、事業を発展させていらっしゃいました。そして今後は、いずれ誰かにその経営を委ね、次世代の会社について、考えなければなりません。その事業承継対策として、次の二点についての検討が必要となるでしょう。

まず「経営権の承継」＝「代表取締役社長」の交代であり、加えて「財産権の承継」＝現経営者の所有する「株式の承継」です。

ところが、会社法の施行により、種類株式の発行が柔軟となり、経営権の承継と財産権の承継を分けて考えることができるようになりました。

今回は、種類株式の活用による、会社法の定めに対応した経営権の承継について、御紹介します。

下記の種類株式のうち、⑦議決権制限株式を活用すれば、会社の後継者には普通株式を、非後継

者には議決権制限株式を相続させることができます。⑤拒否権付株式（黄金株）、⑥役員選任権付株式を利用すれば、その種類株主の決議により、株主総会の決議を覆すことや、役員を選任することが可能となりました。③取得条項付株式を活用すれば、株主の相続を「一定の事由」とした場合には、相続の際、会社が株式を買い戻せます。

従って、会社にとって好ましくない株主の議決権を制限したり、経営に特定の株主の意向を強く反映させることができるようになり、会社の経営を安定させることができることとなります。

次の機会には、是非、財産権の承継についてもご紹介したいと存じます。

新会社法の活用により、皆様のますますのご発展を!

種類株式の種類

①譲渡制限株式

譲渡制限を付すことができる株式

②取得請求権付株式

株主が会社に、その取得を請求することができる株式

③取得条項付株式

「一定の事由」が生じたときに、会社が株主の同意なしに、株主から株式を買い戻すことができる株式

④全部取得条項付株式

2種類以上の種類株式発行している場合に会社がそのうちの1種類の株式の全部を、株主総会の特別決議によって取得することができる株式

⑤拒否権付株式（黄金株）

株主総会等の決議事項のうち、「一定の事項」の決議に対し、拒否権を持つ株式

⑥役員選任権付株式

単独で取締役、又は監査役を選任することができる株式

⑦議決権制限株式

株主総会における議決権について、一部、又は全部を制限することができる株式

⑧配当優先（劣後）株式

配当の金額を普通株式より優先（又は劣後）させる株式

⑨残余財産優先（劣後）株式

解散時等の残余財産の分配金額を普通株式より優先（劣後）させる株式（種類株式を発行するときは、登記が必要となります）



従業員持株会ってなに？

【従業員持株会】

従業員持株会とは奨励金の支給などの便宜を与え、従業員が会社の株式を取得することを奨励する制度をいい、その主な目的は会社従業員の経営参加意識の向上、従業員の財産形成、安定株主の確保、自社株対策などがあります。

□従業員持株会の形態

従業員持株会とは会社が従業員に何らかの便宜を与えて自社株の取得を推進させる制度で一般に①民法上の組合（民法667条による組合）、②人格なき社団、③従業員が直接株主になるもの等に分類されます。

「民法上の組合」は基本的には2人以上の事業主が共通の目的のため出資をして共同事業を営むことを約する契約を締結することによって設立されます。ただし法人格がないため従業員持株会自体を株主名義人とすることができません。

よって株式の名義は従業員持株会の理事長名義となり理事長は株式を一括して管理し従業員持株会を運営することになります。又、従業員持株会の所有する財産は会員の共有とされ会員が持株会を脱退する時はその会員の持分に応じて精算されることとなります。

「人格なき社団」とは以下の条件を満たしているものをいいます。

- ① 団体としての組織を備えていること
- ② 多数決の原則が行われていること
- ③ 構成員の変更にも関わらず団体そのものが存続すること
- ④ 代表の方法、組合の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確立していること

従業員団体が上記の条件を満たす人格なき社団である場合は、それ自体は権利能力を有していないため権利、義務の主体にはなりません。したがって権利義務については構成員に総有的に帰属す

ることとなりますので、従業員は財産に対する持分を有していないと考えられます。

□従業員持株会導入のメリット・デメリット

☞メリット

- ① 安定株主の確保
- ② 自社株式の社外流出防止
- ③ 従業員の帰属意識の強化、及び経営への参加意識の向上
- ④ 自社株評価額の引き下げ

☞デメリット

- ① 株主関係が悪化した場合、会社経営が混乱する可能性があります。
- ② 従業員持株会から経営者側が株式を買い戻す場合は、原則的な評価方法で算出した価額で買い戻さなければ贈与税の問題が発生する可能性があります。



□従業員持株会導入時の留意点

- ① 会社支配権の確保
オーナー一族は会社の支配権を確保しておかなければ安定的な会社経営を維持できなくなるため、商法上の株主総会の決議要件に注意して従業員持株会の持株比率を検討しなければなりません。
- ② 経営者の配当収入減少
経営者は自己が所有する自社株式を従業員持株会へ移動することによって持株数が減少することから配当収入が減少します。

□従業員持株会への株式譲渡時の価額

支配株主以外の少数株主へ株式を譲渡する場合には配当還元価額方式により算出した譲渡価格を採用することができます。つまり少数株主に該当する従業員へ自社株式を譲渡する場合は配当還元価額方式による株式評価の適用が出来るものと考えられます。

以上に述べてきたように従業員持株会制度とは会社・従業員にとってメリットのある制度であると同時にデメリットも少なからずある制度であるため、その意義・目的を十分に理解した上で導入の是非を考えなければなりません。

ここで閑話……

事務所スタッフによります極小、極小
“東京さくら知恵蔵”です。

I 同族会社

同族会社とは、発行済株式総数又は出資総額の過半数を上位3人以下の株主等及びその親族等(特殊関係者)に所有されている会社をいいます。同族会社は課税逃れを行ない易いなどの理由から、租税回避防止規定が設けられています。

II 特殊支配同族会社

特殊支配同族会社とは、同族会社の業務主宰役員(オーナー)及びその業務主宰役員と特殊関係にあるものが、発行済株式総数又は出資総額の90%以上を保有し、かつ、常務に従事(常勤)する役員の過半数を占める場合をいいます。

特殊支配同族会社に該当すると平成18年度の税制改正により設けられた《特殊支配同族会社の役員給与損金不算入》の適用対象となります。

III LLP(有限責任事業組合)と LLC(有限責任会社=合同会社)

*共通点

- ① 組織作りが柔軟にでき、利益分配の方法も自由に設定できます。
- ② いずれも有限責任。
- ③ 原則として、出資者間の共同事業として運営します。

*相違点

- ① LLPは「有限責任事業組合契約に関する法律」、LLCは「会社法」に規定されています。
- ② LLPは出資者を[組合員]、LLCは「社員」と

呼びます。

- ③ LLPは法人格を有するが、LLCは法人格を有しません。
- ④ LLCは法人税が課され、LLPは法人税が課されません。

IV 借地権

① 一般定期借地権

契約期間は50年以上。契約終了時に借地人が土地を更地にして地主に返還することを確約した借地権。土地の用途は自由です。

② 建物譲渡契約付借地権

契約期間は30年以上。契約終了時に地主が建物を時価で買い取るという特約を付けたもの。土地の用途は、自由です。

③ 事業用借地権

契約期間は10年以上20年以下。原則として更地にして返還。土地の用途は事業用に限られ、居住用には使用できません。

V 最低賃金制度

事業主は、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。これは、正社員だけではなくパート、アルバイトなどにも適用されます。

その最低賃金には、地域別最低賃金と産業別最低賃金とがあります。

VI 労災保険の特別加入

労災保険の適用が除外されている中小企業の事業主、中小企業の役員、一人親方、個人タクシー運転手等が自ら加入を申請し、労災保険に加入する制度。尚、この制度の適用を受けるには、社会保険労務士又は労働保険事務組合を通さなければなりません。



第8回 東京さくら会計事務所 ゴルフ大会観戦記



いい天気、いいコース、よき同伴競技者。

この三つが揃ったならば、この世の健全な人が娯楽として必要とする
すべてがあたえられるだろう。

アーサー・バルフォア

11月18日（土）名門のヴィンテージゴルフ倶楽部に於いてゴルフ大会を開催いたしました。今回で8回目になり参加人数は70名の参加をいただきました。ゴルフ大会当日は快晴の中でのプレーとなり、まさにゴルフ冥利につきる一日となりました。

毎年皆様には、お忙しい中ご参加いただき誠にありがとうございます。

さて、結果の方は下記のとおりです。

優勝 河瀬 真様 ベスグロ 松井利夫様

次回予告 第9回東京さくら会計事務所ゴルフ大会の日程が決まり、平成19年11月10日（土）となりました。同時にゴルフコースの紹介を募集しております。ぜひこのゴルフ場でやりたい、というような意見でもかまいません。事務所スタッフに声をおかけください。

Happy go lucky! 毎年ご参加の方から、初めての方、ゴルフを始めたばかりのかたでも参加できる楽しいゴルフコンペを目指しております。



優勝 河瀬 真様



ベスグロ 松井利夫様



お客様紹介コーナー



(株)NIKKO DESIGN OFFICE

2006年6月から(株)NIKKO DESIGN OFFICEとしてスタートしました。

現在はハウスイエディング施設をメインに物販、ブティック、ホテルレストラン、百貨店、リゾート施設など多方面のプランニング、設計、デザイン、デコレーションを手がけています。

又、海外のプロジェクトにも参加しており、ワールドワイドにネットワークを展開してゆく計画です。

デザイン物件

<ハウスイエディング>

テイクアンドグヴニーズ 全国55店舗

<ブティック>オペーク銀座他 ワールドブティック

<ホテルレストラン>マンダリンオリエンタルTOKYO

<リゾート施設>アールイズスイート沖縄

<百貨店>西武百貨店、松屋銀座

株式会社 NIKKO DESIGN OFFICE

日光 滋訓 (ニッコウシゲノリ)

〒153-0063 東京都目黒区目黒1-2-20 LUKE402

TEL 03-6805-0396 FAX03-6805-0397

E-mail nikko@aria.ocn.ne.jp



弊社は、システムの開発・構築を中心としたシステム部門と、ホームページを中心とした広告全般を請け負うWEB部門の2本柱になっております。

システム・WEBを融合させる事で生み出すシナジーにより、費用対効果が高く、お客様に今まで以上にご満足して頂けるソリューションの提供を心がけております。

まだまだ駆け出しの会社ではございますが、弊社一同、鋭意専心努力して参る所存ですので宜しくお願い申し上げます。



〒184-0003 東京都小金井市緑町5-13-1

TEL 042-380-7290 FAX 042-380-7285

HP <http://www.honda-network.co.jp/>

E-mail info@honda-network.co.jp

株式会社 リサ



今の時代の香りやトレンド

ドを程よく採り入れた高いクオリティーの魅力的なシャツ、ブラウスを中心に、ほかのお店では手に入らない楽しい商品が世界中からいつもいっぱい集まってきています。

魅力溢れるジャケットやカット・ソー、ニット、個性的なスカート、パンツ等「大人の女性」の単品コーディネートショップです。

「コーディネートショップ・LISA」

下北沢店：世田谷区北沢2-31-9

成城店：世田谷区成城6-4-12

渋谷店：渋谷区道玄坂1-2-2 渋谷東急プラザ4F

各店舗は定休日なし

本社 〒155-0031 東京都世田谷区北沢2-35-15

TEL 03-3468-7470

HP <http://www.lisa1969.co.jp>

このコーナーに掲載したい方は担当へご連絡下さい。



事務所だよりコーナー



事務所恒例の研修旅行、10月13日～14日の日程で福島県の母畑温泉へと行きました。初日は山賊料理に舌鼓を打ち袋田の滝を見学、二日目はあぶくま洞～高柴デコ屋敷と回りました。

右上の写真は日本三名瀑のひとつ“袋田の滝”です。大岸壁を四段に流れることから、別名「四度の滝」とも呼ばれ、その昔、西行法師が訪れた際、「四季に一度は来てみなければ本当の良さはわからない」と絶賛したことからも言われます。高さ120m・幅73mの大きさを誇りその迫力は圧巻で一見の価値あります。

右中段の写真は“あぶくま洞”での写真です。あぶくま洞は8000万年という歳月をかけて創られた大自然の造形美で、全長約600mの洞内は種類と数の多さでは東洋一ともいわれる鍾乳石が美しくライトアップされ訪れる人々を魅了します。

袋田の滝にあぶくま洞と雄大な自然に抱かれ日頃の激務で疲れ果てた東京さくら一行の心と体も癒されたことでしょう。



編集後記

ドイツの詩人ゲーテは、「商売をやってゆくのに、広い視野をあたえてくれるのは、複式簿記による整理だ。整理されていればいつでも全体が見渡される。細かいことでまごまごする必要がなくなる。複式簿記が商人にあたえてくれる利益は計り知れないほどだ。人間の精神が産んだ最高の発明の一つだね。立派な経営者は誰でも、経営に複式簿記を取り入れるべきなんだ。」と語っています。企業活動の努力や成果は決算書に表れ、その決算書の数字は経営管理に利用されます。経営管理に役立つ情報を提供するためスタッフ一同対応致します。今年もよろしくお願ひ申し上げます。

税理士法人

東京さくら会計事務所

〒184-0003 東京都小金井市緑町5-5-4

TEL 042-385-6630

FAX 042-385-6604

編集発行人

税理士 横尾和儀

印刷

株式会社 税経